議 案 第３０号

千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について

令和９年３月31日をもって、鋸南地区環境衛生組合が解散されることに伴い、千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数が減少すること及び千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約を別紙のように制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第１項の規定により、関係地方公共団体と協議するに当たり、同法第290条の規定により議会の議決を求める。

令和８年１１月２７日提出

浦安市長　　内　田　悦　嗣

提 案 理 由

千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数が減少すること及び千葉県市町村総合事務組合規約を変更することについて、地方自治法第286条第１項の規定により関係地方公共団体と協議するに当たり、同法第290条の規定により議会の議決を求めるものである。

千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約

千葉県市町村総合事務組合規約（昭和30年千葉県告示第496号）の一部を次のように改正する。

別表第１中「東葛中部地区総合開発事務組合　鋸南地区環境衛生組合　佐倉市、酒々井町清掃組合」を「東葛中部地区総合開発事務組合　佐倉市、酒々井町清掃組合」に改める。

別表第２第３条第１項第１号に掲げる事務の項中「東葛中部地区総合開発事務組合　鋸南地区環境衛生組合　佐倉市、酒々井町清掃組合」を「東葛中部地区総合開発事務組合　佐倉市、酒々井町清掃組合」に、第３条第１項第３号に掲げる事務の項中「東葛中部地区総合開発事務組合　鋸南地区環境衛生組合　佐倉市、酒々井町清掃組合」を「東葛中部地区総合開発事務組合　佐倉市、酒々井町清掃組合」に、第３条第１項第１１号に掲げる事務の項中「東葛中部地区総合開発事務組合　鋸南地区環境衛生組合　佐倉市、酒々井町清掃組合」を「東葛中部地区総合開発事務組合　佐倉市、酒々井町清掃組合」に改める。

附　則

この規約は、令和９年４月１日から施行する。